

大阪府営住宅駐車場カーシェアリング事業者募集

募集概要

令和 7 年 9 月 26 日

大阪府では、府営住宅駐車場の空き区画を有効活用し、府営住宅入居者をはじめ広く府民の利便性向上に資するため、カーシェアリング事業を実施しております。

このたび、令和 8 年度から事業を行う事業者を募集します。

なお、事業者には、環境負荷の少ないくらし方や資源を共有したくらし方の普及を促進するため、電気自動車等の電動車を一定割合以上導入することなど、大阪府が定める条件の下で事業を実施していただきます。

公募に参加する事業者は、募集要項をよく読み、事業内容や条件について十分確認の上、応募してください。

<募集概要> ※詳細については、必ず募集要項をご確認ください。

○カーシェアリング事業に使用する車両（事業用車両）については、全車両をエコカー^{※1}とし、車両台数の 4 割以上を電気自動車等の電動車^{※2}としてください。

※1「おおさか電動車普及戦略 大阪自動車環境対策推進会議」の対象となるエコカー

※2 燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車

○事業の実施期間は、年度毎の更新とし最大 5 年間です。
（最大で令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで）

○カーシェアリング事業に活用可能な空き区画がある府営住宅（36 団地）のうち、事業実施を希望する住宅ごとに 1 区画あたりの年間使用料の額を提案してください。

○上記による額の提示をいただいた提案者のうちから、住宅ごとに最高額の提案者を事業予定者として選定し、その後、事業予定者の実績などの資格要件を審査の上で事業者として決定します。

○当事業に使用する区画の場所については、事業者の希望を尊重しますが、事業者の決定後、府営住宅入居者の利用状況や大阪府が行う建替え事業、他の事業での使用区画等の状況を踏まえ、大阪府と協議の上で決定します。

<スケジュール>

項 目		日 程
①	募集要項等の交付	令和 7 年 9 月 26 日(金)午後 2 時から 令和 7 年 10 月 24 日(金)午後 3 時まで ※当課ウェブページからダウンロードしてください
②	募集要項等に関する 質疑・回答	受 付 令和 7 年 10 月 7 日(火)午後 5 時まで ※電子メールにより、送付してください
		回 答 令和 7 年 10 月 10 日(金)午後 2 時 ※当課ウェブページで公表します
③	提案書等の提出	令和 7 年 10 月 27 日(月) 午後 2 時 30 分から午後 3 時まで ※提出日に持参し提出してください。
④	事業予定者の選定	令和 7 年 10 月 27 日(月) 午後 3 時 15 分から ※提案書の提出場所で提案書を開封します。
⑤	審査書類の提出 (事業予定者)	令和 7 年 11 月 7 日(金)午後 2 時まで ※提出期限までに持参し提出してください
⑥	事業者の決定	令和 7 年 11 月下旬 ※当課ウェブページで公表します
⑦	使用許可申請書の提出	令和 8 年 2 月 13 日(金)まで ※提出期限までに持参し提出してください
⑧	使用開始予定日	令和 8 年 4 月 1 日(水)

<交付資料>

書類名称	
①	大阪府営住宅駐車場カーシェアリング事業者 募集要項(様式 1~7、参考 1,2 含む)
②	別紙 使用許可特記事項
③	別表「公募の対象となる府営住宅の概要一覧表」
④	CD-R「府営住宅駐車場管理図面」(希望者に別途配布)